

工事請負代金債権の譲渡の承諾について

1 目的

工事請負代金債権について未完成部分を含め流動化を促進することにより、建設企業の金融の円滑化を推進するとともに、受注者の倒産における下請負人等の受注者に対する請負代金の保全を図ることを目的とするものです。

2 概要

原則として認めていない工事請負代金債権の譲渡について、受注者が債権譲渡を活用した融資制度を利用する場合に限り、当該債権の譲渡を承諾するものです。

受注者は、譲り渡した債権を担保に、出来高に応じて、債権の譲受人（以下「譲受人」という。）から融資を受けることができます。

さらに、出来高を超える未完成部分についても、保証事業会社（西日本建設業保証株式会社）の金融保証により、金融機関から相応の融資を受けることができます。ただし、この場合は、前払金を受けていることが要件となります。

3 市が譲受人として承諾するもの

(1) 金融機関

ア 銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）又は長期信用銀行法（昭和 27 年法律第 187 号）による銀行

イ 信用金庫法（昭和 26 年法律第 238 号）による信用金庫

ウ 株式会社商工組合中央金庫法（平成 19 年法律第 74 号）による商工組合中央金庫

エ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）による信用協同組合

(2) 高知県建設業協同組合

(3) 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）に基づき設立した農業協同組合

ただし、受注者が当該組合員である場合に限る。

(4) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）による保証事業会社

(5) 信用保証協会法（昭和 28 年法律第 196 号）により設立された信用保証協会

ただし、流動資産担保融資に基づくものに限る。

(6) 下請セーフティネット債務保証事業又は地域建設業強化融資制度の適用を受ける場合において、債権譲渡先として規定されている事業協同組合等（高知県建設業協同組合を除き、本市の区域を活動地区に含むものに限る。）又は一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者

ただし、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化又は下請保護に資する資金の貸付事業を行う者に限る。

4 債権譲渡の承諾の要件

- (1) 当該建設工事の出来高が2分の1に達していること。
- (2) 債権譲渡の目的が譲受人から融資を受けるためのものであること。

5 債権譲渡を認める融資制度

- (1) 下請セーフティネット債務保証制度
- (2) 地域建設業経営強化融資制度

6 適用日

平成 29 年 4 月 1 日

融資に関することは、融資を受けられる譲受人にお問い合わせください。